「税務調査手続の法定化等」 一調査の事前・事後の手続き

平成23年11月に国会において成立、12月に 施行された「税務調査手続の法定化等」の調査 手続について考えてみたいと思います。

1. 納税義務者に対する調査の「事前通知」

税務署長がその職員に税務調査を実施させる 場合、調査対象者に対して、次の事項を含めた 調査を行う旨の事前通知を行うことが定められ ました。

①調査の開始日、②調査を行う場所、③調査の目的、④調査対象となる税目、⑤調査対象となる規目、⑥調査対象となる帳簿書類等の物件、⑦その他、調査担当者の氏名・所属官署など

税務調査に際しては、従来から事前通知がな されていることが多かったため、実務上大きな 変化が生ずることはないものと思われます。

2. 調査終了時の手続

- ナマの税務相談室

Q このたび私の友人 の娘さん家族が福 島での原発事故に伴う放 射性物質の拡散で避難生 活を余儀なくされていま

す。そして、子供の将来を考え、それに現在福 島の居住家屋は借家なので他県に居住すること を考えています。

A それは本当に大変な災難に遭われました ね。特に小さいお子さんがいらっしゃる ご家族は今回の放射能問題は本当に深刻ですね。

Q 今日お伺いいたしましたのは、友人夫婦が娘さん家族のことを心配して、他県に移るのは仕方がないけれども、もしそこで落ち着いて居を構える決心がついたら、住宅建築を資金面で援助したいと言っております。

A

それはとても有り難い話ですね。折角の ご両親のお気持ちでしょうから。



聞くところによりますと、税制面でいろいろあるようですが、素人にはよく分か

税務職員が税務調査を終了する際に、調査対 象者に対して行うべき手続について、態様別に 次のような規定が設けられました。

① 非違事項が認められない場合

税務署長は、調査対象者に対していわゆる是 認通知(その時点において更正決定等をすべき と認められない旨の書面の通知)を行います。

② 非違事項が認められた場合

税務職員は、更正決定等をすべきと認められた額とその理由などに関する調査結果の内容を調査対象者に対して説明します。この場合、税務職員は、調査対象者に対して修正申告等の勧奨を行うことができ、また、調査結果に関して修正申告書を提出した場合などの法的効果を説明し、その旨を記載した「書面」を交付しなければなりません。

3. その他の改正と適用時期

この他にも、質問検査権等に関する規定の横断的整備や提出物の留置きに関する定めが設けられています。なお、平成25年1月1日以降に行われる税務調査について適用されます。

りません。

A 確かにケースバイケースで複雑です。単純な金銭贈与もありますし、相続時精算課税制度という

税制独特の制度を利用する方法もあります。

住宅建築の予算規模や子供さんの貯蓄有り高、また、ご両親の資金援助可能額等々によりいろいろ考えられますが、具体的にはどのような状況ですか?

Q

希望の灯

税制と親の愛で

具体的には、お父さんから2,000万円、お 母さんから1,000万円と聞いています。

平成24年度税制改正で住宅資金贈与の非課税枠は1,000万円ですが、省エネ・耐震性住宅を建築する場合は1,500万円まで非課税です。非課税枠を超過する金額は相続時精算課税制度の2,500万円非課税枠を使えばご両親の3,000万円は非課税ですね。

いろいろ適用要件はありますが、基本的には それで良いといえます。

ナマの税務相談室